第

第4章 地域福祉推進のための具体的な取組

本章では、本計画の基本理念、基本目標をめざす中で、地域懇談会で出された意見や提案などに基づき、基本方針に対する取組について、次の3つの実施主体に分けて示します。

個人や家族での取組・・・・地域住民一人ひとりに求められる取組の方

向性を示します。

地域での取組・・・・・・地域での様々な組織や団体に求められる取

組の方向性を示します。

行政での取組・・・・・・本市の取組を示します。

1 ふれあい・交流が活発で元気な地域づくり

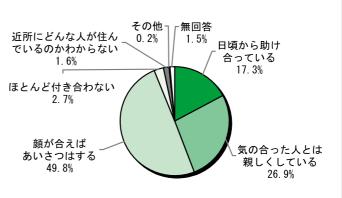
(1)ふれあい意識の向上

現状と課題

右グラフ「Q. 近所付き 合いの程度」をみると、地 域住民の多くは、あいさつ をする程度の近所付き合 いは行っていますが、日頃 から助け合っている人は 2割を下回っています。

地域住民が助け合える 地域をつくるためには、あ いさつや声かけなどをき っかけとした住民一人ひ とりのふれあい意識の向

Q. 近所付き合いの程度



有効回答数:1,339件

上が大切であり、そのための様々な啓発活動が必要です。

具体的な取組と役割

個人や家族での取組

【地域懇談会からの意見・提案】

- 1 家族一緒での食事や会話
- 2 家庭でのしつけ
- 3 近所付き合いの大切さについての子どもの頃からの意識づけ
- 4 日常的なあいさつ
- 5 地域での声かけ



日常でのあいさつや声かけに努め、地域におけるふれあいを積極的 に実践しましょう。

地域での取組

【地域懇談会からの意見・提案】

- 1 オアシス運動**1の推進
- 2 地域での子どもの教育



地域でのあいさつ運動などを推進し、ふれあいのある地域づくりを 推進しましょう。

行政での取組

- 地域意識向上のための啓発地域でのささえ合いや助け合いに関する啓発を行うなど、地域 福祉に関する意識の向上を図ります。
- 2 福祉教育※2の推進

津市社会福祉協議会による地域福祉活動やボランティア活動についての知識と経験を積むための機会を提供する福祉教育推進事業を支援するとともに、生涯学習^{※3}をはじめとした様々な機会を活用しての福祉教育を推進します。

^{※1} オアシス運動: あいさつの言葉の頭文字をとったもので、オ「おはようございます」、ア「ありがとうございます」、シ「失礼します (失礼しました)」、ス「すみません (すみませんでした)」を日頃から言えるように心がけようという運動。

^{※2} 福祉教育: 行政、民間団体、ボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために、講習、広報等の手段により行う活動。なお、学校教育においても、児童・生徒に対して福祉教育がなされている。

^{※3} 生涯学習: 一人ひとりが自発的に生涯にわたって行う学習活動であり、自己実現や生活の創造のための基本的な要素。

(2)地域交流の推進

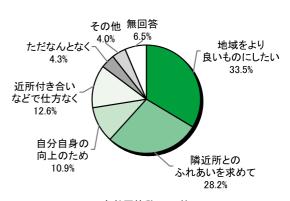
現状と課題

右グラフ「Q. 地域活動への参加目的」をみると、地域をより良いものにしたいという目的に次いで、隣近所とのふれあいを求めるという目的が高くなっています。

地域には、子どもからお年寄り、 障がいのある人、外国人住民**1を はじめ、様々な人が暮らしていま す。

このような地域の中では、住民 同士のふれあいや交流が大切で す。

Q. 地域活動への参加目的



有効回答数:681 件

一方、地域における様々な行事への参加者が減っており、地域行事が成り立たなくなっている地域もあります。地域行事は、地域住民のふれあいを育む場としても大切なことであり、こうしたふれあいから地域のささえ合い、助け合い活動に広がります。

そのため、地域行事をはじめとした地域での交流活動を一層推進していくことが必要です。

^{※1} **外国人住民**: 市内に在住する外国人を「外国人住民」と表現することとし、「地域住民」には外国 人住民も含むものとする。また、一時的に滞在する外国人も含む。なお、「外国人住民」という言葉 には、外国籍の住民のほかに、日本国籍を持つ人であっても、その背景やルーツが外国に繋がる人々 も含んでいる。

具体的な取組と役割

個人や家族での取組

【地域懇談会からの意見・提案】

- 1 日頃からの近所との交流
- 2 外国人住民との積極的な交流
- 3 地域の若い人への声かけ
- 4 地域行事や学校行事への参加
- 5 広報や回覧板などによる情報収集
- 6 伝統行事への関心の向上



地域に関心を持ち、地域の交流活動に積極的に参加しましょう。

地域での取組

【地域懇談会からの意見・提案】

- 1 各地域での話し合いの機会の確保
- 2 学校を拠点とした地域交流の促進
- 3 地域の伝統芸能や行事への参加を通じた世代間交流の促進
- 4 外国人住民との交流の促進
- 5 誰もが参加しやすい魅力ある地域行事の積極的な開催
- 6 地域におけるスポーツなどのサークル活動の推進
- 7 親子参加型行事の開催
- 8 小地域での交流・仲間づくり活動の推進
- 9 山間地域と市街地の学校交流



地域行事をはじめとする地域住民が参加しやすい交流活動を活発に 行いましょう。

行政での取組

1 地域行事への支援

地域行事に対する学校の開放を行うとともに、津市社会福祉協議会と連携し、魅力ある地域行事の紹介などの支援を行います。

2 世代間交流の推進

保育園、幼稚園、小中学校での交流事業を推進します。 また、津市社会福祉協議会による各種イベントなどを通じた子 どもと高齢者の交流など世代間交流活動を支援します。

3 外国人住民との交流機会の確保

様々な外国人住民との交流事業を推進するとともに、三重県等が実施する交流イベント等の周知啓発を行うことにより、外国人住民との交流機会を確保します。

4 公民館講座やスポーツ・レクリエーションを通じた地域交流の推進 公民館講座における発表会などの開催や地域におけるスポー ツ・レクリエーションへの支援を通じて、地域住民の交流を推進 します。



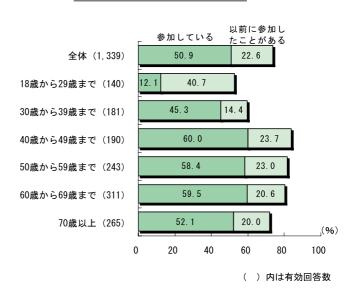
(3)地域活動の活性化

現状と課題

右グラフ「Q.地域活動への参加状況」をみると、約半数の人は参加しています。年齢別には30歳代からの参加が多く、子どもが参加のきっかけとなっていることがうかがえます。

地域懇談会では、自治 会や老人クラブなどの 地域活動団体への入会 者の減少が問題となっ ており、地域活動への参 加促進が課題となって います。

Q. 地域活動への参加状況



また、市町村合併前における地域活動への支援のあり方の違いから活動資金の確保が大きな問題となっています。今後、地域活動への補助のあり方を見直していくことが必要です。

一方、活動拠点となる集会施設などの確保が問題となっています。

具体的な取組と役割

個人や家族での取組

【地域懇談会からの意見・提案】

- 1 地域組織活動への積極的参加
- 2 地域組織活動への理解の浸透
- 3 地域活動団体に対する活動場所の提供



地域組織活動への理解を深めるとともに、積極的に参加しましょう。

地域での取組

【地域懇談会からの意見・提案】

- 1 地域の各種団体間の交流の推進
- 2 地域活動団体への加入促進
- 3 年間活動計画の早めの作成
- 4 地域組織活動に参加しやすい環境づくり
- 5 地域組織活動の継続性の確保
- 6 地域活動団体内の運営方法の点検
- 7 地区社会福祉協議会活動の積極的なPR
- 8 空き家活用などによる拠点づくり
- 9 地域ボランティアとの連携
- 10 若い人の意見の取り込み
- 11 地域組織活動の自主財源の確保



地域で様々な活動を行っている団体間の連携を図りながら、各々の 活動の活性化をめざしましょう。

行政での取組

1 地域活動団体への支援

地域活動団体の意義を普及啓発し、活動への理解を広めるとともに、地域における様々な人たちが相互にささえ合える仕組みづくりを目的とした「ささえ愛ひろめ隊事業」^{※1}を推進し、地域活動全体の活性化を図ります。

また、各種イベントにおける移送支援など、地域住民が活動に 参加しやすい環境づくりを推進します。

^{※1 「}ささえ愛ひろめ隊事業」: 地域社会における子育て支援や健康づくり、高齢者の生きがい対策、 精神的孤立の防止などの社会問題に対して、市民が相互にささえ合える仕組みづくりを行い、地域 に元気を広めていく事業。

さらに、津市社会福祉協議会による地域福祉活動に関する出前 講座の実施などを支援します。

2 活動拠点の確保

遊休施設の有効活用、自治会における集会所建設への助成など、 地域の集会施設の設置に対する支援を行います。

また、活動拠点となる公共施設の設備の充実など、利便性の向上に努めます。

3 活動資金確保に向けた支援

地域活動へのより効果的な財政的支援を検討するとともに、活動費の確保に関する情報提供や公園管理などの地域への委託など、 地域活動団体による自主財源の確保を支援します。



2 ささえ合い・助け合いの地域づくり

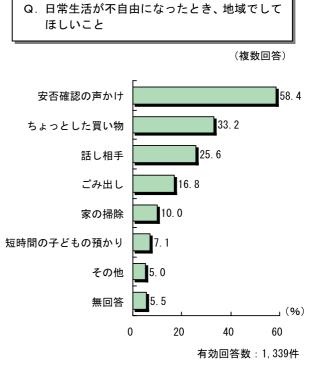
(1)日常的なささえ合いの推進

現状と課題

右グラフ「Q. 日常生活が不自由になったとき、地域でしてほしいこと」をみると、安否確認の声かけを求める人が多く、地域での見守りが重要となっています。

地域懇談会では、通学時などの子どもの見守りや 一人暮らし高齢者や障がいのある人をはじめとした生活に不安を抱える人の見守りなどが求められています。

また、こうした見守り活



動を行う上で、住民情報の把握が大きな課題となっています。

具体的な取組と役割

個人や家族での取組

【地域懇談会からの意見・提案】

- 1 家族間でのコミュニケーション
- 2 近所の支援が必要な人への見守り、声かけ
- 3 日頃からの地域でのコミュニケーション
- 4 日常でのささえ合いへの意識づけ

- 5 個人情報の提供に対する理解
- 6 高齢者や障がいのある人のごみ出しや買い物の手伝い
- 7 近隣での助け合い活動の実践
- 8 支援が必要なときにおける自らの情報発信
- 9 性別役割分担意識※1の解消



ささえ合い、助け合いへの意識を高め、日常から実践しましょう。

地域での取組

【地域懇談会からの意見・提案】

- 1 ささえ合いについて話し合う機会の確保
- 2 保健師、看護師OBの地域活動での活用
- 3 民生委員・児童委員との連携による見守り
- 4 地域の住民情報の把握
- 5 高齢者や障がいのある人のごみ出しや買い物の手伝い
- 6 授産製品※2の積極的な活用
- 7 認知症についての勉強会の開催
- 8 認知症サポーター^{※3}によるささえ合い
- 9 放課後児童クラブ※4の充実
- 10 子育て中の親子の交流の実施
- 11 地域での乗り合いによる移動支援



- **※1 性別役割分担意識**: 「男は仕事」、「女は家庭」というような、文化や社会によって作られた固定的な性別による役割分担意識のこと。
- **※2 授産製品**: 障がいのある人が地域で、一般企業等への就労等自立した生活を営めるよう、障がい者 施設などで、作業訓練により、障がいのある人が製作した製品のこと。
- ※3 認知症サポーター: 国が「認知症を理解し、支援する人が地域に数多く存在し、すべてのまちが認知症になっても安心して暮らせる地域になっていること」を到達目標としてスタートさせた、「認知症を知り、地域をつくる 10 ヵ年」構想をもとに展開している、「認知症サポーター100 万人キャラバン」の事業において、認知症の正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援するボランティア。
- **※4 放課後児童クラブ**: 保護者が仕事等により、昼間、家庭にいない児童が安心して放課後を過ごすため設置されている施設。学童保育ともいう。厚生労働省の補助金事業。

地域での様々なささえ合い活動や見守り活動を実践し、誰もが住み よい地域づくりを進めましょう。

行政での取組

1 地域包括支援センター、在宅介護支援センター^{※1}による支援促進 地域包括支援センターやその補完的役割を担う在宅介護支援セ ンターの運営を支援し、制度の垣根にとらわれない高齢者に対す る多面的・横断的支援を促進します。

また、地域包括支援センターの役割などについて、広報等により周知を図ります。

- 2 民生委員・児童委員活動に対する支援 民生委員・児童委員が地域で活動しやすい環境をつくるため、 必要な情報の提供ができるように検討するほか、各種福祉情報の 提供や研修会などを開催し、民生委員・児童委員の資質向上と活 動の促進を図ります。
- 3 個人情報の正しい理解の浸透 個人情報の保護に関し、過剰な対応とならないように、広報等 により個人情報の取扱いについての理解を広めます。
- 4 福祉関係従事者の育成・支援

福祉施設職員の研修をはじめ、要介護の高齢者や障がいのある 人の介護・介助を行う福祉関係従事者の育成や介護支援専門員(ケアマネジャー) **2などの支援に努めます。

^{※1} 在宅介護支援センター: 高齢者や家族の立場に立って相談を受け、必要な保健、福祉サービスが受けられるように、行政機関、サービス提供機関、居宅介護支援事業所等との連絡調整を行う機関。また、サービスの内容や利用方法などの情報提供や広報・啓発活動に関する情報の提供または要援護となる恐れのある高齢者やその家族等に対して、社会福祉士や看護師などの専門職員が在宅介護等に関する総合的な相談に応じる。

^{※2} 介護支援専門員(ケアマネジャー): 要介護または要支援の認定を受けた高齢者等からの相談に応じ、サービス利用にあたりその心身の状況に合わせて適切なサービスを利用できるよう、介護サービス計画を作成し、サービス提供者や施設との連絡・調整を行う者。

5 コミュニケーションをささえる活動への支援

聴覚障がい、音声・言語機能障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人等の意志疎通の円滑化を図るために手話通訳者^{※1}、要約筆記者^{※2}を派遣するとともに、手話通訳や要約筆記に必要な技術を習得するための養成事業を行います。

また、外国語通訳担当員の派遣などにより、日本語の理解がまだ十分でない外国人住民などのコミュニケーションをささえる活動を支援します。

6 官公需※3による授産活動※4の支援

物品の購入、役務の提供や随意契約^{※5}による業務の拡大など障がい者福祉施設の就労を支援します。

7 認知症に対する支援

認知症サポーターの養成を推進し、認知症の疑いのある人を早期に発見し、認知症の予防や進行の防止につなげます。

また、認知症予防教室や家族介護教室などを通し、認知症に対する理解を普及します。

8 地域における子育て支援の充実

インターネットを利用した子育て支援システム「元気っ津」をはじめ、地域における子育て支援の情報発信を充実するとともに、ファミリー・サポート・センター**6や子育て広場**7、放課後児童クラブなど地域における子育て支援活動を推進します。

- **※1 手話通訳者**: 聴覚に障がいのある人や言語に障がいのある人と障がいのない人との意思伝達を援助する者で、都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業を終了した者。
- **※2 要約筆記者**: 聴覚に障がいのある人のために、その場の話の意図、内容を書いて伝える通訳を行う者のこと。
- ※3 官公需: 国や地方公共団体等が、物品を買い入れたり工事を発注したりすること。
- **※4 授産活動**: 一般企業への就職のための訓練や充実した生活を送るための社会参加活動として、障がいのある人が福祉的な就労(仕事)を行うこと。
- **※5 随意契約**: 主として国や地方公共団体などが、競争入札によらず、任意に特定の者を選定して、その者と契約を締結すること。
- ※6 ファミリー・サポート・センター: 子育てを助けてほしい人(依頼会員)の要望に応じて子育てのお手伝いができる人(提供会員)を紹介し、相互の信頼と了解の上で、一時的に子どもを預かる会員組織。センターにはアドバイザーがいて、依頼会員からの育児の依頼に対し、提供会員を紹介するなどの業務を行う。
- ※7 **子育て広場**: 子育て中の保護者が子ども連れで気軽に集い、語り合って子育ての不安を解消する場を提供する事業。幼稚園教員や保育士、子育てボランティアスタッフがサポートする中で保護者と子で楽しく過ごせる場として利用されている。

また、不安のある妊婦や乳幼児の発育発達に心配のある保護者に対する相談体制を充実します。

9 生活困窮者への支援

生活に困窮する人に対して、各関係機関との連携を図り、生活 状況に応じた支援に努めます。

10 性別にとらわれない役割分担意識の啓発

男女が共に個人として個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会をめざし、男女共同参画の視点に立った講座の開催等により、性別にとらわれない役割分担意識を啓発します。



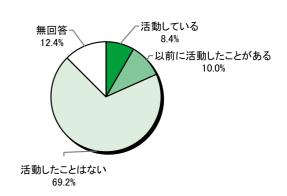
(2)ボランティア活動の推進

現状と課題

右グラフ「Q. ボランティア・ NPO活動の活動状況」をみると、 活動している人は約1割であり、 多くの人は活動したことはない と回答しています。

また、下グラフ「Q. ボランティア・NPO活動を進めていくための必要な条件」をみると、活動を進めていくための条件としては、「自分が健康であること」が約8割、次いで「時間的・経済的

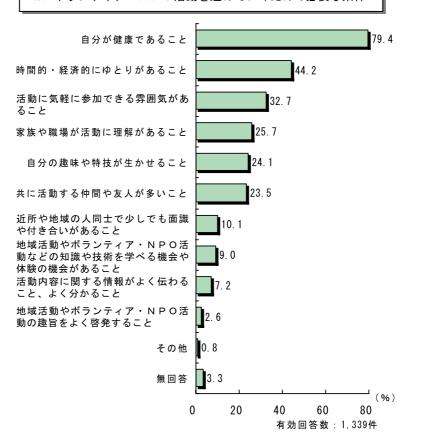
Q. ボランティア・NPO活動の活動状況



有効回答数:1,339 件

ゆとり」が約4割となっており、無理なく活動をすればよいという意識の浸透が必要となっています。

Q. ボランティア・NPO活動を進めていくための必要な条件



社会貢献活動への意欲が高まる中で、無償のボランティア団体に加えて、有償で活動する団体やNPO法人なども増加し、組織や活動の形態が多様化しています。

地域懇談会では、"ボランティア"という言葉は少ないものの、様々な助け合い、手助けに関する意見が多く出されており、このようなボランティアグループの立ち上げの支援や活動に対する支援が求められています。

具体的な取組と役割

個人や家族での取組

【地域懇談会からの意見・提案】

- 1 ボランティア活動への積極的な参加
- 2 家族でボランティア活動への参加
- 3 幼少期からのボランティア精神の意識づけ
- 4 ボランティア活動者による声かけ勧誘



ボランティア活動への意識を高め、気軽にボランティア活動に参加 しましょう。

地域での取組

【地域懇談会からの意見・提案】

- 1 地域での集会を活用したボランティア活動の呼びかけ
- 2 若い人のボランティア活動に対する意識向上
- 3 ボランティアの気持ちのある人が参加しやすい環境づくり
- 4 ボランティア活動者へのフォロー*1
- 5 移動支援ボランティアの推進
- 6 ボランティアグループの活動資金の援助

※1 フォロー: 補い、助けること。



多くの地域住民が参加しやすい環境をつくり、ボランティア活動を 推進しましょう。

行政での取組

1 ボランティア活動のPR強化

津市市民活動センター**1や津市社会福祉協議会にあるボランティアセンター**2などが行うボランティア活動のPRを支援するとともに、生涯学習情報バンク**3などを活用し、総合的な情報提供を行います。

2 ボランティア活動への参加促進

津市市民活動センターにおけるNPO基礎講座*4や津市ボランティアセンターによるボランティア講座*5などの育成事業を通じて、ボランティア活動への参加を促進します。

また、市職員のボランティア活動への参加意識の向上を図ります。

3 コーディネート機能※6の充実

津市市民活動センターや津市ボランティアセンターを中心に、ボランティアによる支援を必要とするニーズを把握し、ボランティア活動に的確に結び付けていくためのコーディネート機能を充実します。

- ※1 津市市民活動センター: 津市を中心に活動しているNPOやボランティア団体の支援を行うため、 平成13年4月にできた市民活動の中間支援センター。市民活動を支援するとともに、様々な分野で 活動する多様な人々が集まり交流が生まれることにより、津市を活性化し、明るく住み良いまちに することを目的としている。
- **※2** ボランティアセンター: 主にボランティア活動を行いたい人と、ボランティアの手助けがほしい人との橋渡し役やボランティア活動を進めるための相談・援助、学習・研修、情報提供、活動支援、ネットワークづくりの役割がある。
- ※3 生涯学習情報バンク: 市民の学習活動をボランティア精神に則り、指導していただける人材や団体 を講師情報として登録する制度。
- **※4 NPO基礎講座**: 津市市民活動センターの指定管理者である津市NPOサポートセンターが毎年開催している、NPO・ボランティア団体のスキルアップを目的としたセミナーの一つ。
- **※5** ボランティア講座: ボランティアに参加してみたいと思うきっかけづくりとして開催されている講座やボランティアの知識向上のための講座がある。
- ※6 コーディネート機能: 物事を調整し、まとめる機能のこと。

4 ボランティア活動への支援

津市市民活動センターや津市ボランティアセンターなどが行うボランティア活動促進のための助成金情報の提供や他団体等の活動情報の提供などの支援を充実します。



(3)地域活動の人材育成

現状と課題

地域活動を活性化する上で、活動を引っ張っていくリーダーの存在が大きく、 重要な役割を担っています。

地域懇談会では、自治会などの役員や地域活動リーダーのなり手がいないという意見が多くあり、役員等の確保が課題となっています。

こうした中で、リーダーをささえる周りの人の役割も重要であり、今後は、 地域活動への関心を広げながら、地域の人材を発掘・育成していくことが求め られています。

具体的な取組と役割

地域での取組

【地域懇談会からの意見・提案】

- 1 地域リーダーの発掘、育成
- 2 若い人の地域への関心の向上
- 3 若い人による地域活動団体の立ち上げ
- 4 高齢者パワーの活用



地域活動を引っ張っていくリーダーを発掘、育成しましょう。

行政での取組

- 1 地域活動の指導者の育成
 - 三重短期大学における公開講座などを広くPRし、地域活動の リーダーや指導者育成に向けた支援を充実します。
- 2 人材確保に対する支援

生涯学習情報バンクなどの活用により、公民館講座修了者など に社会還元の場を提供します。

3 安全・安心に暮らせる地域づくり

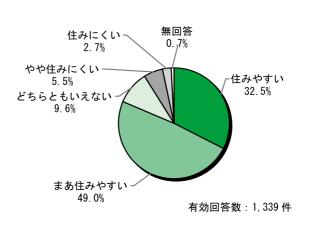
(1)暮らしやすい地域にするための意識づくり

現状と課題

右グラフ「Q. 地域の住み やすさ」をみると、約8割の 人が住みやすい、またはまあ 住みやすいと回答していま す。

しかしながら、地域懇談会では、ごみ出しをはじめとした地域生活におけるマナーに関する意見が多く、地域住民の意識の向上が大きな課題となっています。

Q. 地域の住みやすさ



また、外国人住民の地域生活におけるマナーやルールに関する問題も多く聞かれることから、外国人住民へのマナーやルールの普及啓発、地域住民との相互理解が求められています。

具体的な取組と役割

個人や家族での取組

【地域懇談会からの意見・提案】

- 1 ごみ出しに対する意識の向上
- 2 自宅周辺の日常的な清掃活動
- 3 ペットの飼い方のマナーの順守
- 4 交通ルールの順守



地域のルールを守り、住みよい地域づくりを心がけましょう。

地域での取組

【地域懇談会からの意見・提案】

- 1 外国人住民に対する外国語の案内の配布
- 2 市民清掃デー*1などの環境美化活動の推進
- 3 回覧板や看板などによる環境美化の普及啓発



環境美化などを普及啓発し、住みよい地域づくりをめざしましょう。

行政での取組

- 1 地域住民への生活情報の提供
 - 外国人住民をはじめ地域住民に対し、ごみ出しのルールやペットの飼い方など生活情報の提供を充実し、暮らしやすい地域づくりのための意識啓発を行います。
- 2 環境美化の取組の推進
 - 市民清掃デーやごみダイエット塾*2といった地域の環境美化活動への参加促進など環境美化に向けた取組を推進します。

^{※1} 市民清掃デー: 津市の環境施策の一つとして、道路、公園等公共の場所において散乱している空き 缶や空きびん、雑草等を市民自らの手できれいにすることにより、街を美しくするとともに、環境 美化への市民意識の向上を図る取組。

^{※2} ごみダイエット塾: 津市の環境施策の一つとして、市役所の職員が自治会等に伺い、ごみ問題全般 やごみの分別排出等について説明する取組。

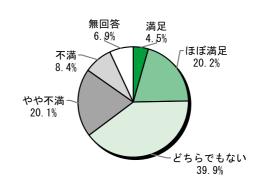
(2)安心して住むことのできる生活環境の向上

現状と課題

右グラフ「Q.障がいのある 人が安心して暮らせる環境に 対する満足度」をみると、不満 と回答した人の割合が満足と 回答した人の割合を上回って おり、障がいのある人に配慮し たまちづくりが課題となって います。

地域懇談会では、子どもや高齢者、障がいのある人が安心して通行できる歩道の確保など、まちのバリアフリー*1化が求められています。

Q. 障がいのある人が安心して暮らせる環境に 対する満足度



有効回答数:1,339件

また、コミュニティバス**2の運行見直しに関する意見も多くあり、移動支援 の充実が求められています。

さらに、生活環境の向上にあたっては、障がいの有無、年齢、性別、国籍などに関係なく、誰もが安心して生活できる地域づくりをめざす必要があります。

^{※1} バリアフリー: 「障がいのある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁(バリア Barrier)となるものを除去(フリー Free)する」という意味で、建物や道路などの段差等、生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

^{※2} コミュニティバス: 自治体等が住民の移動手段を確保するために運行する路線バスのこと。交通空 白地域において公共交通サービスを提供するもののほか、市街地内の主要施設や観光拠点等を循環 する路線などのさまざまなタイプがある。

具体的な取組と役割

個人や家族での取組

【地域懇談会からの意見・提案】

- 1 公共交通機関の積極的な利用
- 2 交通安全についての意識づけ
- 3 交通安全教室への参加



公共交通機関の利用を心がけるとともに、交通安全の意識を高めましょう。

地域での取組

【地域懇談会からの意見・提案】

- 1 バリアフリーマップの作成
- 2 交通安全教室の実施
- 3 交通事故防止マップの作成



地域の安全についての取組を行いながら、誰もが安心して暮らせる 地域をめざしましょう。

行政での取組

1 ユニバーサルデザイン**1によるまちづくりの推進 誰もが社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全で快適な生 活を営むことのできるまちづくりをめざし、障がいの有無、年齢、 性別、国籍などに関係なく、誰もが安心して暮らすことができる

よう配慮がなされたまちづくりを推進します。

^{※1} ユニバーサルデザイン: 「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障がいの有無などに関係なく、誰にも使いやすい配慮がなされたデザイン。製品づくりや空間だけでなく、社会の仕組みなど様々な分野で見直しが進められている。

2 住環境の整備

子どもたちが安全に通学できる通学路の確保、高齢者や障がいのある人などが通行しやすい歩道の整備、公園の安全点検の実施など暮らしやすい住環境の整備を推進します。

また、住宅改造・改修補助事業や都心部における高齢者向け住宅等の供給促進など、身体機能が低下した高齢者や障がいのある人が安心して暮らすことのできる住環境の整備を推進します。

3 移動手段の充実

「公共交通システムの基本方針」に基づき、コミュニティバス の運行のあり方など公共交通体系の見直しを行うとともに、高齢 者や障がいのある人などの移動手段についても検討し、誰もが安 心して移動できる環境の形成をめざします。

4 交通安全意識の向上

津市交通安全父母の会などを中心に交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上に努めます。



(3)防災・防犯対策の推進

現状と課題

右グラフ「Q. 災害時において助け合いを行う上で必要なこと」をみると、日頃からのあいさつやが最も強く求められておけるはなどで、地域における援助体制の構築が求められており、自主防災組織などの地域組織の充実が重要です。

地域懇談会では、高齢者 や障がいのある人をはじ めとした要援護者に対す る支援や災害時における

(複数回答) 日頃からのあいさつ、 70. 9 声かけや付き合い 地域における援助体制 55. 2 の構築 日頃の避難訓練 32. 7 31.7 地域の要援護者の把握 要援護者に対する情報 23. 7 伝達体制の構築 災害ボランティアの育 23. 4 その他 0.7 無回答 (%) 0 80 20 40 60

有効回答数:1,339件

Q. 災害時において助け合いを行う上で必要なこと

地域での連携体制の確立が求められています。

また、地域での避難場所、避難経路の確認や防災訓練の充実が求められます。 一方、防犯面で地域の防犯灯の設置、増設や空き地の管理などが課題となっています。

具体的な取組と役割

個人や家族での取組

【地域懇談会からの意見・提案】

- 1 非常持出品の準備や住宅の耐震化などの災害時の備え
- 2 家族での避難場所、避難経路の確認

- 3 日頃からの家庭での防災、防犯についての話し合い
- 4 地域における防災訓練等への参加
- 5 家の敷地内の整理整頓
- 6 土地や家屋の適切な管理
- 7 防犯パトロール隊への参加
- 8 不審者情報の発信
- 9 夜間はなるべく一人で出歩かない



一人ひとりが防災意識を持ち、災害に備えるとともに、地域ぐるみでの防犯活動に参加しましょう。

地域での取組

【地域懇談会からの意見・提案】

- 1 地域における災害時要援護者の把握や安否確認等の助け合い
- 2 学習会等を通じた防災マニュアル等の地域住民への普及
- 3 防災訓練の定期的な実施及び参加促進
- 4 避難場所や消火栓位置、防災用具などの確認
- 5 地域における危険場所を反映した避難経路マップの作成
- 6 地域における自主防災組織や消防団組織等の充実及び活動促進
- 7 空き地の安全管理
- 8 各種パトロール活動の推進
- 9 子どもの登下校時における声かけや見守り
- 10 「子どもSOSの家※1」の普及啓発



地域での防災体制を充実し、互いの助け合いによる災害時の安全確保に努めるとともに、地域ぐるみでの防犯活動を推進しましょう。

^{※1} 子どもSOSの家: 子どもが身の危険を感じたりしたときに助けを求めることができる地域の緊急 避難所。

行政での取組

- 1 災害時要援護者情報の提供、共有についてのあり方の明確化 要援護者が安心して地域での生活を送ることができるよう、災 害時要援護者台帳を作成するとともに、地域への情報提供・共有 のあり方を明確にします。
- 2 防災・感染症対策の充実

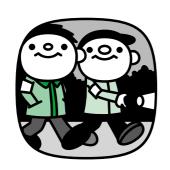
避難所の指定や急傾斜地等危険箇所を記載した防災マップの作成、防災設備、資材の整備など、防災基盤の充実に努めるとともに、自主防災組織に対する支援や木造住宅耐震化の促進など、地域における防災意識等の向上に努めます。

また、住民への重大な健康被害を及ぼす感染症に備え、県及び 医師会等と協力、連携しながら必要な対策を推進します。

3 防犯対策の支援

自治会が行う防犯灯の設置、増設や学校・通学路安全サポーター*1をはじめとした地域防犯パトロールに対し支援を行うとともに、不審者情報の発信や各学校などにおいて防犯訓練を実施します。

また、空き地などの火災予防を推進します。



^{※1} 学校・通学路安全サポーター: 各校区を中心に自主的に組織された学校安全ボランティアの活動を 側面からサポートし、地域ぐるみの学校安全体制の強化を図るため、市内の企業や団体が加盟する 組織。

地域福祉推進のための具体的な取組

4 地域ケア充実のためのしくみづくり

(1) いきいきとした暮らしの支援

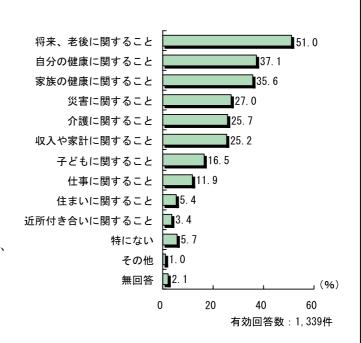
現状と課題

右グラフ「Q.毎日の 暮らしの中で困ったと」を ること」をみることに関すると、将来、老後に関するととが約5割と心を るこおり、老後のがあるといづまり、 さいではする人が多なでは で安を抱える人が多が、 健康でよりの推進が められています。

一方、地域懇談会では、 高齢者が元気に過ごす ための介護予防^{※1}や健康 教室の充実などについ ての意見があり、身近な

Q. 毎日の暮らしの中で困ったり不安に感じること

(複数回答)



地域における健康づくり活動の推進が求められています。

また、高齢者の居場所づくりなどの意見があり、老後の生きがいづくりの支援が求められています。

^{※1} 介護予防: 運動機能の低下や低栄養状態などからくる生活機能の低下により、要支援、要介護状態 になることや、要介護状態が悪化することを防ぐこと。

具体的な取組と役割

個人や家族での取組

【地域懇談会からの意見・提案】

- 1 健康づくりに対する意識向上、実践
- 2 介護予防教室やいきいきサロン*1への積極的な参加



一人ひとりが健康への関心を高めるとともに、生きがいのある暮ら しをめざしましょう。

地域での取組

【地域懇談会からの意見・提案】

- 1 健康づくり体操教室や疾病予防教室等の健康づくり活動の推進
- 2 高齢者の生きがい活動の実践



地域での健康づくり活動や生きがい活動を推進しましょう。

^{※1} いきいきサロン: 在宅の比較的元気な高齢者に対し、介護予防に関する日常動作訓練や生活指導を 行うことで、地域の高齢者の介護予防、閉じこもり予防、高齢者の地域ケア体制を推進している。

行政での取組

1 健康づくり活動の支援

健康への関心を持ちながら健康に過ごすため、生活習慣を見直して改善するための健康づくり情報を提供するとともに、保健師や栄養士などを地域に派遣し、地域での健康づくり活動を支援します。

また、健康診査^{*1}、がん検診や介護予防のための生活機能検 査^{*2}等の受診を啓発することにより、生活習慣病^{*3}や特定高齢 者^{*4}の早期発見につなげます。

2 介護予防事業の基盤整備

高齢者が自らの意思で、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、転倒予防教室や栄養改善事業などの介護予防事業を行い、高齢者一人ひとりの状況にあった介護予防活動を推進します。また、高齢者の居場所づくりとして、いきいきサロンなどを津市社会福祉協議会と共に推進します。

3 高齢者の生きがい活動の支援

高齢者がその個性や能力を活かし、地域の中で心豊かに生きがいを持って暮らすことのできるよう、多様な活動機会の提供や地域活動の促進を図ります。

^{※1} 健康診査: 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査等で、病気の予防や早期発見などのために行う健康診断。

^{※2} 生活機能検査: 65 歳以上の高齢者(要支援・要介護認定を受けている人を除く。)を対象として、 身体の衰弱や低栄養といった加齢に伴う生活機能の低下をいち早く発見するための健診。受診した 結果「生活機能の低下あり」と判定された人には、生活機能を改善するため、介護予防教室への参 加を勧めている。

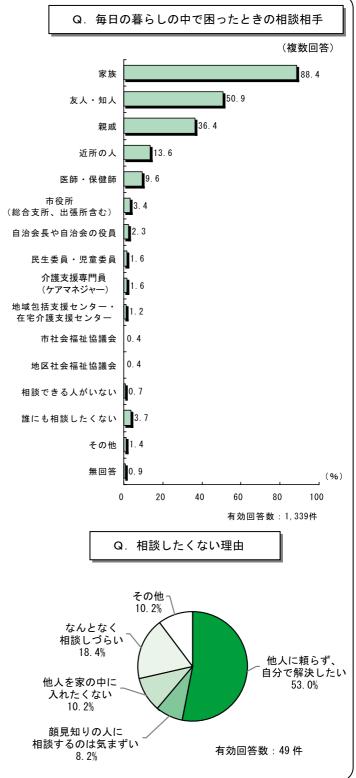
^{※3} 生活習慣病: 心臓病・高血圧症・糖尿病・がんなど、食生活や喫煙、飲酒、運動不足などの生活習慣との関係が大きい病気。

^{※4} 特定高齢者: 65 歳以上の人で、要支援・要介護状態になる恐れのあると判定された人をいう。健 診担当医が基本チェックリストの内容と健診結果を踏まえ判断し、要支援及び要介護状態になる恐 れがあると認定される。

(2)相談体制の充実

現状と課題

地域懇談会では、高齢 者や障がいのある人、子 育てといった問題のみで なく、地域生活全般の相 談体制の充実が求められ ており、総合的な相談機 能の充実を図る必要があ ります。



具体的な取組と役割

個人や家族での取組

【地域懇談会からの意見・提案】

- 1 相談窓口の確認
- 2 積極的な相談
- 3 情報の積極的な収集



日常の暮らしや福祉などに関する情報を積極的に得るように努めましょう。

地域での取組

【地域懇談会からの意見・提案】

1 地域の問題や要望の行政や社会福祉協議会への伝達



地域で困っていることなどの情報を行政や社会福祉協議会に伝え、 解決できるよう努めましょう。

行政での取組

1 福祉サービスの情報提供の充実

広報やホームページをはじめとしたインターネットの活用による情報発信を広めます。

また、総合的な福祉サービスガイドブック(日本語版、外国語版)の作成を検討するとともに、福祉サービスや相談窓口のわかりやすい情報提供に努めます。

2 生活支援の相談窓口の充実

地域包括支援センター、障がい者相談支援センター^{*1}などの専門的な相談機能や総合支所相談機能の充実を図ります。

また、休日における相談体制について検討するとともに、誰も が相談しやすい環境づくりに努めます。

3 地域活動の相談機能の充実

地域の問題の解決策を考えるための自主的な集まりの場に、必要に応じ津市社会福祉協議会と共に参画します。

また、津市社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動に関する各種相談窓口の充実を図ります。

4 権利擁護の充実

自己判断能力が低下した高齢者や障がいのある人の生活を支援する成年後見制度^{*2}、地域福祉権利擁護事業^{*3}の利用を支援するための相談体制を充実します。

また、ドメスティックバイオレンス(DV)*4、高齢者や障がいのある人、児童などへの虐待の防止や必要な措置、さらには「子どもの権利条約*5」にも示された子どもの基本的人権をはじめ地域住民の人権を保障するための各種相談事業や普及啓発事業を推進します。

^{※1} 障がい者相談支援センター: 障がい者が、地域で自立した生活を送ったり、社会参加したりすることを支援するための、生活、福祉、就労などについての相談窓口。

^{※2} 成年後見制度: 認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、家庭裁判所へ申立てを行い、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人の選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守るための制度。

^{※3} 地域福祉権利擁護事業: 地域で生活している認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人が、安心して福祉サービスを利用できるよう援助する事業。

^{※4} ドメスティックバイオレンス (DV): 配偶者や親密な関係にある者に対して、身体的または精神的な苦痛を与える暴力的行為のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力や、無視する、怒鳴る、脅かすなどの精神的暴力がある。

^{※5} 子どもの権利条約: 子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。1989 年の第 44 回国連総会において採択され、1990 年に発効した。日本は1994 年に批准している。

(3)地域をささえるネットワークづくりの推進

現状と課題

地域には、自治会や地区社会福祉協議会をはじめ、ボランティアやNPOなど様々な団体があります。こうした団体が連携することにより、一層効果的な活動につなげていくことが求められます。

また、支援が必要な人の生活を住み慣れた地域でできる限り継続してささえるためには、介護保険制度をはじめ各種制度による公的なサービスだけでささえられるものではなく、自助努力を基本に家族のささえ合いや助け合い、地域のささえ合いなどを活用しながら、地域福祉の多様なつながりが必要となってきます。

そのため、福祉・保健・医療が連携した地域ケアネットワーク*1を構築していく必要があります。

具体的な取組と役割

個人や家族での取組

【地域懇談会からの意見・提案】

- 1 地域における人と人とのつながりづくり
- 2 かかりつけ医、かかりつけ薬局の確保



地域における様々なつながりを大切にしましょう。

地域での取組

【地域懇談会からの意見・提案】

1 地域での助け合いネットワークの構築

^{※1} 地域ケアネットワーク: 住み慣れた地域で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域の体制。

- 2 地域の各種団体間のネットワークの構築
- 3 新聞配達、牛乳配達等、毎日宅訪する人との連携
- 4 地区社会福祉協議会の構成団体の拡大
- 5 地域と教育関係機関との連携



地域でのネットワークを構築し、支援が必要な人をささえる仕組みをつくりましょう。

行政での取組

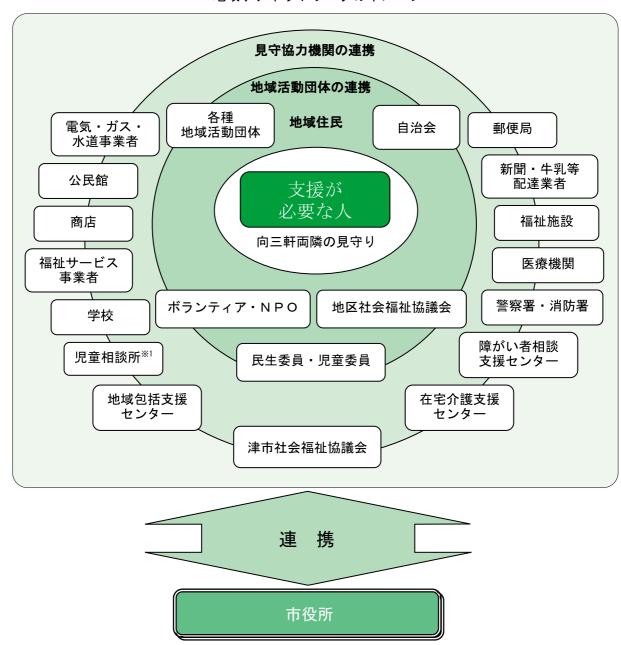
1 地域ケアネットワークの構築

地域住民、地域活動団体、ボランティアやNPO、福祉サービス事業者、医療機関、津市社会福祉協議会、そして行政が相互に連携して、支援が必要な人に対し、より効果的に支援ができるようネットワーク体制のあり方を示すとともに地域の自主的なネットワークの形成を支援します。

2 初期医療※1の充実

過疎地域でも日常的な病気やけがなどのとき、身近で安心できるかかりつけ医、かかりつけ歯科医の普及定着をめざして、地域での初期医療体制の充実を図ります。

地域ケアネットワークのイメージ



^{※1} 児童相談所: 18 歳未満の児童に関するあらゆる相談に応じることを目的とする機関。児童福祉法に基づいて全国の都道府県に設置することが義務づけられており、相談援助活動を通じて児童福祉の中心的機能を果たすことが期待されている。